



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	無償用役と国民所得(続)
Author(s)	長谷部, 亮一
Citation	北海道大学 経済學研究, 13(3,4), 93-115
Issue Date	1964
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32272
Type	departmental bulletin paper
File Information	13(3)(4)_P93-115.pdf



無償用役と国民所得（続）

長谷部 亮 一

6

金融機関が提供する無償用役の問題は、第2節で述べたとおり、¹⁾産業別に要素所得を集計するとき金融部門がマイナスになってしまう、という一見奇異な結果を調整するためにひき起こされた。

問題の性格を浮き彫りにするため、きわめて単純な設例によって考察を始めよう。いま仮りに銀行の収入が、他の企業から受け取った貸付金利息100万円と、為替手数料や保護預り料などの収入5万円とからなり、またその支出が、賃金・俸給として40万円、他の企業から購入した財貨・用役の代金25万円、支払預金利息10万円であるとしよう。その他の取引や経費がないものとすれば、銀行の利潤は30万円である。ところでこの貸付金利息は、銀行から資金を借りた企業における要素支払いであり、当然その企業での付加価値の中に含まれているので、重複計算を避けるためには、銀行の要素支払いから差し引かれねばならない。従って、銀行の要素支払純額は、賃金・俸給の40万円、支払純利子（預金利息マイナス貸付金利息）マイナス90万円、利潤30万円で、合計してマイナス20万円となる。すなわちこの場合、銀行は手数料収入によって評価される5万円の金融用役を生産するために、他企業より25万円の財貨・用役（中間生産物）を購入しているので、差し引き20万円というマイナスの付加価値を生み出すことになるのである。

支払われていない金融用役の存在を仮定する現行方式では、他企業から銀行へ支払われた貸付金利息100万円が、銀行を経由してひとまず預金者へ手渡される、従って実際の預金利息10万円に加えて、90万円という利息が預金者に帰属すると考える。しかし預金者はただちに、預金の管理・運用あるい

は小切手の使用などにともなう銀行用役にたいする代金として、この90万円を銀行へ支払うものとされる。銀行はその用役販売収入をもって、賃金・俸給を支払い他企業から財貨・用役を購入する。このように考えると銀行の収入は、貸付金利息100万円、実際の受取手数料5万円、仮定された用役販売収入90万円、計195万円となり、またその支出は、賃金・俸給40万円、他企業よりの購入代金25万円、預金利息10万円、預金者に帰属する利息90万円で計165万円、従って利潤は30万円となる。銀行の要素支払いの純額を求めるならば、賃金・俸給40万円、支払純利子（実際および帰属の支払利子マイナス受取利子）ゼロ、利潤30万円で、合計して70万円となろう。この仮定のもとでは、銀行は実際に支払われた以上に金融用役を生産しており、その生産総額95万円から、他企業よりの購入額を差し引いた分が、プラスの付加価値もしくは純生産額となる。

つまり預金者は、実際の預金利息以上のものを取得するはずなのであるがその本来の取得利子と実際の受取利子との差額相当分を、金融用役の代金として再び銀行へ支払わなければならないから、銀行であらかじめこの差額分の受け払いを相殺してもらい、実際の預金利息だけを受け取る形になっている。しかし国民所得の計測においては、この相殺された受け払いの存在を明らかにさせ、実際の預金利息の他になお預金者に手渡されるはずの利子部分（すなわち帰属利子）と、表面上は料金なしに提供されているように見えるけれども、事実としては相殺的に代金が支払われているはずの銀行の対預金者用役（すなわち帰属金融用役）とを、はっきり算定する必要があるというのである。²⁾

単純化のために政府を一応考慮外におけば、銀行の預金者は家計と企業とからなる。家計に帰属する利子部分は、個人利子所得の一部を構成し、また家計にたいして提供された銀行用役は、いうまでもなく個人消費支出の一部を構成する。だが企業の場合、その受取帰属利子は要素支払純額を求めるために控除されねばならず、また企業に提供された帰属用役は、他企業からの財貨・用役の購入とともに、純生産額の計算における控除項目、すなわち中

間生産物の一部を構成することになろう。従って、帰属利子あるいは帰属金融用役の総額は、これを家計への分と企業への分とに分割し、さらに後者をその産業別に配分しなければならない。現行方式では通常、預金残高の割合にもとづく比例按分が行なわれている。さきの仮説例において、預金残高にかんする家計と企業の比が4対5であるものとすれば、家計の帰属利子は40万円、企業のそれは50万円となり、この50万円はさらに産業別に細分されよう。要するに帰属利子概念の導入は、これを考慮しない最初の計算方式にくらべると、非金融部門から金融部門へ合計50万円だけ付加価値の配置換えを行ない、さらに40万円の付加価値を新たに金融部門へ追加するという結果を生む。そして、この40万円の追加分は、個人利子所得を通じて分配国民所得を、また個人消費支出を通じて国民総支出を、それだけ高めることになるであらう。

以上の説明はもっぱら商業銀行にかんするものであったが、この問題は、他から預けられた資金を投資に運用し、その投資収入の一部だけが預けた人へ手渡される、というように想定できるすべての場合について起きるのである。金融機関の種類によって、帰属用役の取り扱いも若干異なってくるが、その仮定のもつ基本的な性格と計算方法の特徴は、上記の仮説例において十分に示すことができたと思う。従って、その他の金融機関についての説明を省略しても、問題の意義を見失うおそれはあるまい。

問題点をつぎのように整理してみよう。まず第1に、さきの例では、貸付金利息100万円が、銀行を経由してそのまま預金者に手渡されるものと想定した。しかし金融機関の投資収入がすべて、預金者にのみ帰属すると仮定してよいかどうか。例えば金融機関が預金以外の資金を投資に運用した場合、その資金所有者と収入帰属者との関係をどのように考えるべきであらうか。第2に、さきの例において、金融機関の生産する金融用役は、有償の5万円分を除き、すべてみな預金者にたいして提供される用役であった。しかしその他に、資金を借りるものにたいする金融機関の用役、すなわち貸付用役というものを認めることができないかどうか。またもし貸付用役が存在してい

るものとすれば、その料金の受け払いはどういう形でなされているのだろうか。

帰属利子論者が主張するように、預金者はたしかに、通貨の管理・小切手の清算・収支の記帳などの用役を、無料で受け取っている。預金者の一部は家計であるから、そこでは明らかに、無償の消費役が作り出され消費されているとみななければならない。しかしながら第3の問題点として、誰かにとって無償の消費役が生産されているという事実は、その見積り額を国民所得に追加しなければならぬという手続きを、必然的に導き出すものであろうか。すなわち、他の誰かが代りに支払っていると想定することができないかどうか。いいかえるならば、国民総支出中の個人消費支出を計測する場合、金融業が無償で提供する消費役と、金融業以外の企業によって提供される無償の消費役との間に、不齊一な取り扱いが許されてよいかどうか。

第4に、さきの例で企業に配分された帰属利子50万円は、それぞれの企業における中間生産物の使消額を示すものとして、付加価値計算の控除項目とみなされた。しかしこの処理は、つぎのような奇妙な結果をもたらすのではなかろうか。A企業が銀行に預金し、B企業が銀行から借りているとき、銀行のB企業にたいする貸付けが増加すればするほど、またA企業の銀行預金が増加すればするほど、A企業での純生産額はますます減少しなければならない。この場合企業に帰属する金融用役は、果してどのような意味において中間生産物なのであろうか。

第5に、技術的な事柄ではあるが、帰属利子を家計と企業とに、さらには産業別に分割するとき、預金残高にのみ比例させる現行の方法が妥当かどうか、あるいは個人企業の預金を家計分と企業分とに分離することが可能か、などという問題も指摘できよう。

- 1) 『無償用役と国民所得』、北海道大学「経済学研究」第12巻第1号、1962年6月、4—6頁。
- 2) D. B. Yntema, "National Income Originating in Financial Intermediaries," in National Bureau of Economic Research, *Studies in Income and Wealth*, Vol. 10, 1947, pp. 25-28.

R. Stone, "Definition and Measurement of the National Income and Related Totals," Appendix in *Measurement of National Income and the Construction of Social Accounts; Report of the Sub-Committee on National Income Statistics of the League of Nations Committee of statistical Experts*, 1947, pp. 40-41.

なお、最近の国民所得推計における公式機関が、帰属利子概念をどのように考えているかについては、例えば、

The United States Department of Commerce, *National Income 1954 Edition, Supplement to Survey of Current Business*, pp. 46-47.

The United Kingdom Central Statistical Office, *National Income Statistics: Sources and Methods*, 1956, pp. 144-145.

経済企画庁国民所得課, 「国民所得推計法」, 1958年, 126—129頁。

United Nations, *A System of National Accounts and Supporting Tables*, 2nd ed., 1960, p. 31.

7

まず第1の問題、金融機関の投資収入がすべて預金者に帰属するという想定を検討してみよう。もし、金融機関の投資収入はその運用資金の提供者に余すところなく帰属すべきである、という前提が仮りに許されるならば、預金以外の資金が投資に運用されている場合、例えば借入金とか営業余剰の一部を運用した投資収入は、預金者ではなく、金融機関への貸し手とか出資者に帰属するものと考えてよいであろう。

もっとも Yntema が、この新しい概念を始めて国民所得計算の場に導入したときの説明は、「銀行の得る投資所得は、元来そのまま預金者の所得であって、預金者に支払われるべきものである」³⁾ というようないい方ではなく、「金融機関に資金を提供するひとびと」へ、「実際の支払配当および支払利子を超える」分が帰属する、⁴⁾ という慎重な規定であったし、また最近の米国商務省の報告書でも、「一般的にいうと、金融機関によって支払われる帰属利子は、金融機関の財産所得収入が、その委託された資金の所有者へ実際に貨幣の形で返す財産所得を超過する額として測定され、」その受け取りは、「金融機関が財産所得を獲得するために使用した資金の所有分」に応

じてきめられる、⁵⁾と述べている。ただ実際の計算手続きをみると、商業銀行については、その受取利子・配当から要求払預金と定期預金の支払利子だけを控除し、これを預金保有の割合に応じて家計・政府・企業および産業別に帰属させ、その他の金融機関については、受取利子・配当から支払利子・配当のすべて、あるいは支払利子と利潤の合計を控除し、それを一括して家計に帰属させており、預金者以外の資金提供者へ帰属する分にたいする配慮は、かならずしも明確とはいえない。

わが国では、産業別に要素支払純額を計測していないので、企業が受け取る帰属利子の産業分割という難問題は回避され、個人利子所得および個人消費支出中の1項目として、家計に帰属する分だけがとり上げられる。その実際の計算手続きとしては、帰属利子を一般金融機関の分と生命保険会社の分とにわけ、前者は、一般金融機関の証券投資収入と貸付利子収入から、預金・債券・借入金などにたいする利息、および日銀からの借入金利鞘を控除したものに、個人・法人別預金残高などをもとにして求めた個人分比率を乗じて算出する。⁶⁾つまりここでは、金融機関の投資収入がすべてみな預金者に帰属するとは考えられていない。ただ、預金者以外の資金供給者にたいしては、実際に貨幣の形で支払っている額しか渡されず、残り全部が預金者のものになってしまうというのである。

種々の計算方法に含まれる意味を比較検討するため、つぎのように整理してみよう。帰属利子を計算するとき、受取利子・配当から差し引かれる項目として、(i)支払預金利子、(ii)支払利子総額、(iii)支払利子プラス支払配当、(iv)支払利子プラス利潤、の4つを区別できるであろう。(i)の場合、投資運用資金はすべて預金によって調達され、従って預金以外の資金はもっぱら用役生産のために使用されていることになる。(ii)の場合は、預金と借入金が投資に運用されている。しかし帰属利子がすべて預金者に支払われるならば、借入金を投資に運用して獲得した収入は、その貨幣利子分にすぎないことになってしまう。またもし帰属利子が、預金者とかぎらず一括して家計に支払われると考えるならば、それはこの金融機関の発行する債券などが、すべて家計

によって保有されているとみなすことになる。(v)の場合、無償で提供される用役の価値中には、支払配当に充当すべき利潤が含まれていないことを意味する。あるいは、株主の所有に帰する資金が、一部は投資に一部は用役生産に用いられ、その分割比率として、支払配当の利潤にたいする比率と、留保利潤および法人税の利潤にたいする比率がそれぞれ考えられている、とでも解釈する他はない。そして(vi)の場合、金融機関はその用役生産によって、全く利潤を得ることができないわけである。

この問題にかんする Ruggles の態度は、非常に混乱しているように思われる。彼は1949年の著書で、商業銀行の帰属利子を計算するに際し、その受取利子・配当から何も差し引かず、全額を預金者に帰属させている。⁷⁾ 彼が用いた仮説例では、商業銀行の支払利子を3万ドルと明記してあるけれど、それがどのような性格のものかはっきりしない。しかも新しい著書の中では旧著と全く同じ例を使用しながら、その3万ドルが預金者に支払われると説明し、商業銀行の受取利子・配当から支払利子・配当を差し引いた残額を、預金者の受け取る帰属利子と規定している。⁸⁾ つまり、前記の(v)と同じ方式をとっているのである。ただそこで、配当も預金者に支払われると述べるのは、商業銀行を例えば相互貯蓄銀行のような形式で考えようというのであろうか。

Stone や Shoup の帰属利子にかんする説明⁹⁾ においても、預金以外の投資運用資金とその所有者にたいする収益帰属は、全く考慮されていない。要するに帰属利子論者は、預金以外の資金による投資収入をも、できるだけ預金者に帰属させようとする偏向性をもっているようである。しかもそれが、資料の制約にもとづく便宜的処置なのか、何か他に特別な理由があつてのことなのか、全く不明確といわなければならない。

ところで、金融機関の投資収入がその資金を提供する預金者や貸し手に帰属する、という最初の前提自体に問題はないであろうか。この前提は結局、銀行の経済的機能を投資仲介者あるいは投資代行者のそれにすぎない、とみなすことに通じる。例えば、預金者がみずから銀行の仲介によって投資を行

ない、その投資収入をひとまず所得として受け取り、その後銀行へ仲介の謝金を支払う。銀行は投資を仲介もしくは代行したにすぎないのだから、投資収入は始めから委託者自身のものである、ということにもなる。しかしそのような想定は、現実の金融市場を歪曲して書き出すことになってしまう。銀行の投資活動の内容を、預金者の投資行動に直結させて解釈することは、あまりにも非現実的である。Speagle と Silverman が、帰属利子論者は、商業銀行の業務にたいする正当な認識を欠き、あたかもメッセンジャー・ボーイか郵便配達のように取り扱っている¹⁰⁾と非難するのも、ある意味において当然といえよう。

第2の問題点へ進もう。帰属利子の想定は、借り手にたいする金融用役というものを全く無視することになるが、これについては、例えばカナダにおいて、帰属利子概念の採用に先だち、カナダ商業銀行の収支報告書が分析され、銀行の提供する無償用役は、借り手よりもむしろ預金者の方を益する、という結論に到達したといわれる。¹¹⁾しかし米国商務省はなお、無償用役のすべてが預金者に提供され、借り手の方へは提供されないという仮定の妥当性が、疑わしいものであることを自認している。¹²⁾借り手へ提供される無償用役というものが、ともかくも存在しているとすれば、問題はその意味であろう。

再び前の単純な仮説例にもどる。無償の銀行用役は90万円であった。いまもし、この3分の2が預金者に、3分の1が借り手に与えられるものとしよう。このとき預金者については、帰属利子論者の論理に従えば、本来70万円の預金利息を受け取るはずであったのに、実際の利息が10万円にすぎないのは、無償用役の料金支払いに見合うものとして、あらかじめ銀行で60万円分が相殺されているからである、という解釈が成立する。しかしながら、借り手についてはどのように考えるべきであろうか。借り手は利息100万円を、銀行へ支払っている。この100万円にはいうまでもなく、「無償」用役は含まれていない。とすれば、借り手はもともと、無償用役の料金30万円分を含めて、130万円を銀行へ支払うはずであったのに、銀行から受け取る30万円

相当の収入があるので、相殺して 100 万円だけを実際に支払った、とみなすことができるであろうか。勿論それはおかしい。借り手にとっては、預金者とちがひ、無償用役の購入代金と相殺しうるような収入を、銀行から受け取る理由が何もないのである。

銀行は、その貸付業務を行なうにあたって、少なくとも帳簿や用紙などを消耗し、貸付を担当する銀行員の労務をついやす。それらの費用を、何故借り手は支払おうとしないのであろうか。また何故銀行は、それを借り手に請求しないのであろうか。1つの考え方は、借り手が実際にそれを支払っているのではなかろうかということである。つまり、借り手にたいする用役は、無償ではなくて有償なのではなかろうか。貸付用役にかんする経費は、貸付金利息の中に含めて請求され、借り手は、資金にかんする純賃借料と貸付用役料金の合計額を、利息の名称で一括して支払う。このような想定も、現実的にみて決して無理とはいえない。もしこの想定が許されるならば、借り手が企業の場合、その用役料金支払いは中間生産物の使消を示すから、貸付金利息の全額を要素支払額とみることはできない。

いま1つの考え方は、誰かが借り手に代って支払っているということである。銀行が明らかに借り手へ提供した用役の経費を、その用役をうけたものが支弁せず、しかも銀行が欠損を背負っているのでもなければ、代って支払うものがいなければならない。この場合、それは預金者であると考えより他ない。しかし何故、借り手にたいする用役の料金を、預金者が支払わねばならないのか。考へうる理由は、預金者みずからが資金を貸付け、本来は預金者みずからが借り手への用役を提供すべきであったのに、その用役提供を銀行に代行させたと仮定することであろう。しかしこの仮定では、借り手にたいして与えねばならぬ用役の経費は、いわば貸付金利息の取得に必要な経費となる。1950年における国連統計局は、「預金者は、家屋の所有者と丁度同じように、別の企業者の一種とみなすこともできよう。そうすると、実際の銀行費用あるいは帰属銀行費用は、預金者の営業経費とみなされるであろう。」¹³⁾ といっている。現在の国連統計局は、最早このような解釈の可能性

を公けに表明してはいないが、注目すべき見解と思われる。家屋の賃貸料がそのまま要素支払額とはみなされないように、経費を含んだ貸付金利息も、同様に要素支払額とはみなされない。

借り手への用役料金が貸付金利息の中に含まれているという考え方は、奇妙な解釈であろうか。勿論ここでは、利子概念の抽象的な意味を問題にしているのではなく、利子という名称で現実に支払われているものの内容、つまり利子収入の現実的な性格を考えているのである。

- 3) 経済企画庁国民所得課，前掲書，127頁。
- 4) D. B. Yntema, *op. cit.*, p. 25.
- 5) The U. S. Department of Commerce, *op. cit.*, p. 100 and p. 102.
- 6) 経済企画庁，「昭和35年度国民所得白書」，1962年，101頁。
- 7) R. Ruggles, *An Introduction to National Income and Income Analysis*, 1949, pp. 56-58.
- 8) R. and N. D. Ruggles, *National Income Accounts and Income Analysis*, 1956, pp. 60-62.
- 9) R. Stone, *op. cit.*, pp. 40-41, 47-48 and 66-69.
G. S. Shoup, *Principles of National Income Analysis*, 1947, pp. 40-43 and 138-140.
- 10) R. E. Speagle and L. Silverman, "The Banking Income Dilemma," *Review of Economics and Statistics*, May 1953, p. 131.
- 11) The Statistical Office of the United Nations, *National Income Statistics of Various Countries, 1938-1947*, 1948, p. 18.
- 12) The U. S. Department of Commerce, *National Income 1951 Edition*, p. 41. *ibid*, 1954 ed. p. 47.
- 13) The Statistical Office of the U. N., *National Income Statistics of Various Countries 1938-1948*, 1950, p. 23.

8

第3の問題点は、無償の消費役が実在することと帰属計算を行なうこととの関連である。預金者は現金の所持にかんする危険、運搬の手数、受け払いにとまなう煩雑さをまぬがれており、事実そのような無償の恩恵を受けていることを、明らかに意識できるであろう。しかし効用を与える用役が存在

し、それが使用者によってはっきり意識されているというだけでは、国民所得計算の現行方式に取り上げられる充分な理由にならない。市場価格を媒介とする現行方式の考え方では、たとえ使用者自身が対価支払いをしなくとも誰かがそれを支払っているならば、その支払いの局面で計測されるのが原則である。そして、何びとによっても支払われていない場合、始めてその帰属価値が付加的に計算されることになる。

例えば、企業が顧客である個人甲へ提供した用役の経費を、顧客乙へ販売する商品の代価に含めて回収した場合、それは甲にとって無償用役の消費であるが、乙への販売という局面でこれを包括的に評価するのである。その分をあえて乙への販売価格から差し引き、甲の消費支出につけ加えるというようなことはしないし、また乙の購入額をそのままとしながら、甲への帰属価値を付加したりするような二重計算は、当然避けられている。しかし消費者が自分の所有家屋を使用しているときは、自分自身は勿論他の何びとも家賃を支払っていないから、帰属家賃の付加計算が考慮されるのである。

このような処置は、誰が何時、どのような用役を受け取り、またそれをどれだけ使消したか、という観点よりすれば、たしかに問題を残しているであろう。例えば Hagen と Budd は、ラジオおよびテレビ放送の消費者に与える用役が、直接これを受け取ったひとびとの消費とならずに、スポンサーである企業の生産物の価値中に含まれ、従ってその生産物を購入したひとびとの消費となるのは、非現実的であると主張する。¹⁴ラジオ・テレビ放送がその聴視者に提供する用役は、料金を支払って見物する映画・演劇などから享受するもの、あるいは購入した図書・新聞、有料の講習会などによって得られるものと同様の、消費用役であることに違いはない。この用役価値を、スポンサーである企業の中間生産物として処理し、全然別の消費財の価値中に再現することは、上記の用役が現実にもっている性格と、現実消費された時と場所とを、適確に示さないことになる。だがこれは主として配分の問題であって、付加の問題ではない。誰かが代りに支払っているかぎり、生産され消費された用役の市場価値は、結局において評価され、付加価値総額の

何処かに含められているはずである。

一般的にいて、企業が消費者に無償で提供する用役の経費は、通常他の局面での取引においてかならず回収され、その意味では結局有償である、とみることができよう。国民所得計算において、Hagen と Budd の批判をきわめて稀な例外とし、金融業以外の企業によって提供される無償用役の問題が、現在までほとんど取り上げられなかったのは、そのためであったと思われる。一見無償の形をとる提供も、結局は有償になっているという上記の考え方を、何故金融業だけについては適用できないのであろうか。

第7節で、借り手への銀行用役という問題を取り扱ったとき、この用役料金が貸付金利息の中に含まれているとみることも、現実的な1つの解釈であろうと考えた。そうした解釈をさらにいま一步進めて、預金者にたいする銀行用役も借り手が支払っている、すなわち貸付金利息の中に、いわゆる無償用役の経費が全部含まれている、と解釈することはできないのであろうか。銀行が貸付金利息の獲得という業務を遂行するためには、預金の蒐集が必要であり、その蒐集のためには、預金者へある種の用役を提供しなければならない。この用役経費を料金として預金者に請求することが、営業上好ましくないものとするれば、借り手への用役料金と一緒に、借り手の方へ請求すると考えることは、果して非現実的な想定であらうか。この想定の下では、預金者にたいする無償用役の存在を承認しながら、その帰属計算を行わずにすませることができるのである。

これに類似する事例は、金融業以外の場合について、容易に採し出すことができよう。例えば、卸売業者が製造業者へ無償の用役を提供し、その実際経費を卸売価格に含めて、小売業者から回収するという、きわめてありふれた事例について考えてみよう。いま、ある商品の工場渡し価格が5万円、無償用役の経費が1万円かかったものとする。国民所得計算の現行方式では、例えば工場渡し価格が本当は6万円であって、製造業者はその代金を受け取ると同時に、卸売業者へ用役購入料を1万円支払うことになるから、この1万円分の受け払いがあらかじめ相殺され、従って現実には、5万円という残

額支払いがあっただけなのだ, などとは決して考えないのである。あるいはまた, 製造業者が本来の収入額より少なく受け取っているために, 卸売業者は提供した用役の対価支払いを請求しなかったのだ, などという仮定を適用することは決してないのである。ところが, 金融業についてはそれを行なっている, といっではいい過ぎであろうか。

Kalecki は, 帰属利子概念をつぎのように批判する。消費者にたいして実際にある用役が提供されているという事実は, 必然的に, それを個人の所得と消費の中へ含めねばならない, ということに直結しはしない。何故なら同じ理由でもって, 非常に多くの他の用役価値を, 例えば公園の使用なども, 個人の所得と消費の中に含まねばならないことになるからである。このような処置は, その支出決意の中で全く考慮されていない項目を, 個人の所得と消費へ含めることになるので, 「有用性は疑わしく, むしろ混乱をもたらすものと思われる」¹⁵⁾と。また Margolis も, このような帰属は, 経済的な決意が形成される過程の分析を助けるかどうか疑わしい, という非難を述べている。¹⁶⁾

第4の問題点は, 帰属利子の想定によれば, 銀行の貸付けが増加すればするほど, 預金をしている企業の側で, 純生産額がますます減少するという奇妙な結果を生むことであった。企業に帰属する無償の金融用役は, 一体どのような意味の中間生産物なのであろうか。

ある用役が最終生産物であるか, もしくは中間生産物であるか, その判定基準を何に求めるべきか, という問題が特に激しく論議されたのは, 後に触れる一般政府の提供する無償あるいはほとんど無償に近い用役の処置をめぐることであった。そこでは, 中間生産物の判定基準として, 再販売のための購入あるいは当該計算期間内に企業の経常費となる購入, 最終生産物を作り出すために使用された用役, 消費者によって享受されなかった用役, という3つのものが混乱したまま用いられている。われわれはこれらを, それぞれ支出視点・産出視点・厚生視点と名づけ, 明確に区別し整頓しようと企てるのであるが, 企業へ提供される無償の金融用役は, 支出視点からみると全く中

間生産物でありえず、産出視点からはおそらくその一部のみが中間生産物と考えられ、そして厚生視点からみて始めて全額が中間生産物ということになる。

無償の用役が市場経済的費用計算に入らぬことは、最早説明を必要としない。ただ、銀行における小切手の清算などの用役は、預金者である企業の固有の生産活動にも、いく分貢献するところがあろう。従ってその分だけが、産出視点における中間生産物とみなされよう。厚生視点からの中間生産物はそれが完全に無償であるならば、国民所得なり国民純生産なりに計上しなければよいのであって、処理はすこぶる簡単である。しかし帰属金融用役の場合は、現実に行なわれていない取引が仮定されており、それが他の実際の取引成果を相殺するので、奇妙な結果を生み出すことになってしまう。

米国商務省の Jaszi は、彼の個人的な見解として、企業への帰属利子を中間生産物とみる商務省の現行方式に疑問をもち、新しい処理方法を提案している。それによると、銀行は労務用役や他企業の財貨を購入しながら、その大部分を市場において再販売しないので、この分だけ赤字になってしまう。つまり全産出の価値が、この再販売されない購入相当分だけ過小評価されている。とすれば、帰属利子の取得者によって区別することなく、過小評価を全額是正する必要があるという。¹⁷⁾再販売されない購入というのは、後でも述べるように、政府の問題を取り扱う場合、米国商務省が強調したスローガンでもあった。事実 Jaszi は、政府にかんする処理方法との間の類似性を考えているようである。¹⁸⁾しかし、政府における支出と収入の非関連性を、企業としての銀行に認めるのは、いささか行き過ぎではなからうか。税金を政府の販売収入とみなすことが非常に無理なように、それと同じ程度に貸付利息を銀行の販売収入と考えることも無理であろうか。

金融機関の提供する用役を政府のそれと同じように取り扱うことは、オーストラリアにおいて実際に行なわれている。¹⁹⁾ただその根拠は、Jaszi とは違い、おのおのの預金者にとって、その受け取る帰属利子と帰属金融用役とが、金額的に合致するという仮定が是認できないこと、またその用役を借り

手と預金者に、さらに各部門別に割りふるのは原則的に不可能なため、むしろ金融機関を社会全体にたいする用役の提供者とみなす方がよいであろう、というのである。

最後の問題点は、純粹に技術的な事柄である。帰属利子を家計と企業とにさらにまた産業別に分割するとき、預金残高のみに比例させ、預金の回転を考慮していないという問題、あるいはそれ以前の問題として、産業別の分割が困難なこと、また家計分と企業分とに分離できない部門の存在などを指摘できよう。

このような資料の不備にもとづく問題は、統計調査の改善・拡充とともに徐々に解消していくものであり、いままで論じてきた各問題点にくらべるとむしろ些細な事柄といえるかもしれない。しかし少なくとも現在の段階において、帰属利子概念を導入する方法には、技術的に困難な多くの問題がつきまとい、いくつかの便法によって始めて実行可能なのだということを、記憶しておくべきであろう。何故なら、次節で触れるように帰属利子論者は、他のある接近方法にたいして、それが技術的にみて非常に困難な問題を内包すると非難することにより、自説の優位性を主張しているからである。

- 14) E. E. Hagen and E. G. Budd, "The Product Side: Some Theoretical Aspects," in *A Critique of the United States Income and Product Accounts*, (National Bureau of Economic Research, *Studies in Income and Wealth*, Vol. 22), 1958, p. 237.
- 15) M. Kalecki, "Further Comments on the Department of Commerce Series," *Review of Economics and Statistics*, Aug. 1948, p. 196.
- 16) J. Margolis, "National Economic Accounting: Reorientation Needed," *ibid*, Nov. 1952, p. 298.
- 17) G. Jaszi, "The Conceptual Basis of the Accounts: A Re-examination," in *Studies in Income and Wealth*, Vol. 22, p. 67.
- 18) Comment by G. Jaszi on Bowman's and Easterlin's Papers, *ibid*, p. 213.
- 19) The Statistical Office of the U. N., *op. cit.* 1938-1948, p. 22. ditto, *Methods of National Income Estimation (Provisional Issue)*, 1955, p. 54.

9

帰属利子および帰属金融用役の概念にたいして、その不明確性や非現実性や、あるいはその不合理性をいかに指摘し批判したとしても、ただそれだけでは、これを完全に克服するに至らない。帰属利子の想定は、産業別純生産の計測において、金融業がマイナスになるという奇異な結果をなくし、米
国商務省がそれまで採用していた aggregates of individuals 法²⁰⁾のような、金融業だけを特別扱いにするという不統一を避け、かつ産業別の計算から分配されるべき分け前別の計算に移行するとき、家計が実際に受け取っている利子を、単純に集計できるようにするためであった。従って、帰属利子概念を用いずにこれらの諸問題を解消しうるような、新しい別の方法が考案されぬかぎり、真の解決には到達できないのである。

それ故、米国商務省の公式的な見解においても、またその代表者の個人的な論述においても、帰属利子計算の欠点を十分に自認しながら、これまで提案されてきたどのような代案も、真に満足な解決を与えるものとはいえないから、現行の方式が最も無難なのだ、ということが主張されている。²¹⁾また商務省の国民所得勘定を再検討し、その改善と補充について勧告するために設けられた国民経済勘定審議委員会も、「現在の取り扱い、銀行業務の性格について非現実的な描写を与える。」といい（ただしその理由については何も述べていないが）、金融業における「企業活動の現実に、もっとぴったり合致するような他の処理方法、もしできうるならば、もっと単純な方法」を展開するように、再検討が望まれる、²²⁾と勧告しているのである。

帰属利子概念を導入して支払純利子の計算をすれば、すべての産業にたいして統一的な取り扱いを施すことができ、各産業での支払純利子の合計額はたしかに家計の受取利子総額を示すことになる。しかし資金の預託者にたいして無償の用役を提供するという仮定は、金融業におけるマイナスの付加価値という計算結果を、何時でも完全に解消しうるものであろうか。例えば、自己資金のみを他の企業に貸し付けているような金貸業では、預託者への帰

属利子を全く考えることができないから、受取利子そのままマイナスの支払純利子となり、それが他企業から財貨・用役を購入しているとすれば、賃金・俸給などの要素支払いによって補いきれないマイナスの付加価値を、かならず残すはずである。もっとも、金融業部門全体について総括すると、そのマイナスの付加価値は、他の金融機関でのプラスの付加価値によって相殺されてしまうであろう。労務用役を購入しているのに付加価値がマイナスになることが、あくまで奇妙な計算であるというならば、そうした奇妙な結果はなお部分的・個別的には解消していない。それは、いわば全体的・相殺的に救済されているようにみえるだけなのである。

現行の帰属利子方式に代わるものとして、かつて Warburton が行なった提案は、今なお注目に値いすると思われる。彼はある産業における所得を、その産業で家計へ支払われたものと企業に留保されたものの合計とみなし、他の企業へ支払われたものはすべて除く、という方法を提案する。利子についていうと、慣行的な方式では、支払利子から受取利子を差し引いた支払純利子という形式をとるのであるが、Warburton の提案によれば、各部門の支払利子から、金融業を含むすべての企業への支払い分を控除し、家計に支払われた分のみを取り上げるのである。²³⁾ そうすれば、金融業部門でのマイナスの付加価値という奇妙な結果を回避でき、すべての産業について方法を一貫させることも可能であり、また家計の受け取る利子の総額は、産業別の値を単純に集計するだけで求められる。

この提案は、Yntema の帰属利子論にたいする批判としてなされたのであるが、Yntema 自身は、そのような産業別所得というものは、(a)技術的に非常に困難であること、(b)あまり有用でないこと、(c)貨幣の形における支払いだけを取り上げるのは不充分である、と反論している。²⁴⁾ 正確な推計値を得ようとするならば、帰属利子の算定にも、前節で述べたような技術的な困難さが、少なからずつきまとうものと考えられるから、(a)の点はいわば両者に共通する問題であろう。また Warburton の提案そのものは、単に帰属利子を否定するだけで、いかなる場合にも所得計算を貨幣による支払いのみに限

定しなければならぬ、という必然性をもつわけではないから、(c)の点も一応問題外としてよいであろう。従って議論の焦点は、2つの産業別所得のうちどちらがより有用か、ということにかかわる。

Yntema の主張すなわち慣行的な方式は、ある産業で作られた所得 *income originating in an industry* という考え方であり、Warburton の提案による方式は、産業別所得をある産業から出された所得 *income derived from an industry* として考えるのである。結果的にみると、両者の相違は、各産業に配分されている利子と配当の部分的な大きさのみで、前者の発生所得においては、支払純利子および支払純配当が求められ、後者の派生所得では、家計へ支払われた利子・配当が算出される。しかし、その他の項目についてはすべて、両方式とも、家計に支払われたものと、企業に留保されるものによって構成されているのである。

国民所得を産業別に分類するということは、各産業の国民経済全体の中において占める地位、および全体にたいする寄与の程度を評価しようとするわけであるが、この場合の産業別とは、いったい何を意味しているのであろうか。理論的には、生産される品目の質的な相違にもとづく、経済活動の類型分類化を指すのであろうが、現実の操作としては、それぞれの類型における経済活動を、主たる業務としている企業種別による分類ということにならざるをえない。それは、慣行的な国民所得計算が、多くの場合生産物の品目別データを基礎とせず、企業の収支計算を手がかりとする計測にもとづくためである。現実の企業が、その分類された産業に固有な活動のみを行なっているのではない場合、経費や利潤の計算を活動種別毎に最後まで追求することは、非常に困難な手続きになってしまうからである。²⁵⁾

生産要素への報酬を集計して国民所得を求めるという要素支払法も、当然企業を中心にして処理されている。ところが、企業における支払いの種類によって判定するかぎり、生産要素にたいする報酬ということも、理論的な形式がそのまま貫徹されるものではない。例えば、同じ労働用役にたいする報酬でも、それが家計へ支払われた場合は賃金となるが、もし企業へ支払われ

ると、賃金を含むいろいろな項目に分解されることになり、また非法人企業の業主および家族従業員にかんしては、それが利潤としてあらわされる。従って、国民所得計算における要素費用、あるいは要素支払いは、その名称どおりに考えた生産要素報酬とかならずしも合致するものでない。

ある産業の発生所得は、その産業において使用され支払われた生産要素の報酬からなるのであるが、このように「制度的に決定される支払いの様式と経済的な類型との間にくい違い」²⁶⁾がある場合、生産要素の使用された場所（企業）と、生産要素へ支払われた場所（企業）とが、同じではない事例も生じうる。そのときは、通常後者によって前者を判定する。つまり Yntema も明言しているように、例えば企業Aの支払っている労働用役が、企業Bで使用される場合、BからAへの支払いは要素支払いではなく、企業用役にたいする支払いとなるから、²⁷⁾この労働用役は、あたかも企業Aで使用されているかのように処理されてしまうのである。従って、産業別の発生所得にかんする有用性、すなわち使用された生産要素の産業分布を適確に示すことによって、国民経済における各産業の相対的地位を明らかにしうるということは、かなり割り引いて受け取られねばならない。

さらにまた、発生所得方式で、産業毎の支払純利子および支払純配当を算定することは、ただ単に二重計算を避けるという、集計上の便宜にもとづくものであって、要素支払いの実質的な意味にたいする配慮がなされているとは考えられない。何故なら、それぞれの産業において、受取利子がそのまま支払利子に廻されるわけでもなく、また受取配当をもって支払配当に充当するわけでもないからである。それらの受取りと支払いが相殺されて、例えば支払純利子がゼロになると、その産業では、利子を事実支払っているにもかかわらず、利子を報酬とする生産要素が、全然使用されていないかのように示されるのである。Kuhn のように、理論的な要素費用の意味と、統計的なそれとが非常にくい違っているので、要素費用による国民所得は意義なし、ときめつけること²⁸⁾もいささか極端すぎるであろうが、また Ruggles のように、完全競争均衡が前提されなければ、要素報酬による国民所得は、有意義

な要素配分を示すものでないと批判する²⁹⁾ことも、あまりに厳格すぎるようであるが、産業別の発生所得がもっていると主張される有用性には、吟味を要する問題が少なからず含まれているのではなからうか。

産業別の派生所得という計算方式は、分配国民所得の産業別組み替えにおいて、個人利子所得も個人賃貸料所得も産業別に分割配分した場合と、結果的には同じことになる。それは、厳密な意味での産業別生産国民所得とは異なる。しかし、その有用性がきわめて低いとはいえぬであろう。一般に、ある集計値の有用性は、含まれている意味の明確さにも依存しよう。各産業で個人に支払われた所得および企業に留保された税込利潤の合計、という意味内容は、帰属利子を導入した発生所得、すなわち企業に帰属する無償の金融用役をそれぞれの産業において差し引くというような、そういう産業別所得の意味にくらべて、はるかに明確であるといわなければならない。

20) D. B. Yntema, *op. cit.*, pp. 24-25 and 27-28.

G. S. Shoup, *op. cit.*, pp. 107-108 and 140-141.

21) The U. S. Department of Commerce, *op. cit.* 1954 ed., p. 47.

G. Jaszi, *op. cit.*, pp. 63-64.

22) *The National Economic Accounts of the United States: A Report by the National Accounts Review Committee of the National Bureau of Economic Research*, 1958, p. 94.

23) Comment by C. Warburton on Yntema's Paper, in *Studies in Income and Wealth*, Vol. 10, pp. 69-70.

24) Reply by Yntema to Warburton's Comment, *ibid.*, pp. 80-81.

25) United Nations, *op. cit.*, pp. 31-32.

26) S. Kuznets, "National Income," in *Encyclopaedia of the Social Science*, 1933, reprinted in *Readings in the Theory of Income Distribution*, ed. by W. Fellner and B. F. Haley, 1949, p. 33.

27) D. B. Yntema, *op. cit.*, p. 31.

28) J. W. Kuhn, "The Usefulness of the Factor Cost Concept in National Income Accounting," *Review of Economics and Statistics*, Feb. 1954, pp. 93-99.

29) R. Ruggles, "Concepts, Sources, and Methods of United States National Income Accounts," *Econometrica*, July 1952, p. 469.

10

帰属利子の問題は、産業別の付加価値計算の場から発生した。従ってこの問題にたいする吟味は、産業別付加価値とは一体何であるか、という反省に当然結びつかねばならない。ある産業における付加価値、すなわちある産業で作りに出した生産物のうち、その産業自体が新たに付け加えた価値部分をぬき出すためには、他の産業に依存している部分をことごとく排除する必要がある。そうでなければ、その産業の国民経済全体にたいする純貢献を、適確に示すことにはならないからである。ところで、他の産業に依存するということを、どのように考えるべきであろうか。慣行的な処置によれば、他の産業に属する企業からの購入はすべて、他産業に依存する部分に相当し、付加価値計算における控除項目になる。だが、他の産業に属する企業へ支払われる利子と配当のみは、他産業に依存する部分とは通常みなされていない。しかしそのような差別は、利子および配当を獲得することが企業本来の経済活動であるような、そういう企業の存在を考慮に入れると、若干の疑問が生じる。

金融業に所属する企業は、資金を運用して投資収益を獲得することを、企業活動の本務としている。その本務を遂行するにあたっての、収入と支出を調整する経済計算の性格は、他の産業部門に属する企業のそれと本質的に異なるものではない。Warburton は、銀行およびその他の金融企業を、いわば資金用役の製造販売業として考えることもできるというが、³⁰⁾そのような想定のもとでは、銀行などに支払われる借入金利息は、借り手の企業において発生した所得でなく、その生産物価値に含まれている中間生産物であり、従ってこの資金用役を生産した銀行では、貸付利息を用役の販売収入として処理しなければならない。³¹⁾しかも、この用役販売収入の他に、何か特別な帰属用役などを仮定する必要がないから、帰属利子概念は最早無用かつ無意味な虚構となってしまうのである。

Warburton の主張する、ある産業からひき出された所得という考え方は、

要するに、産業分類が企業を基礎にして行なわれ、要素費用の識別が、すべて実際的には企業の支払いにもとづいてなされているという操作を、統一的にあらゆる場合に適用したことになる。殊にそれは、利子の取り扱いを賃貸料と齊一的にする、という意義をもっている。慣行的な方式では、賃貸された実物資産を、借り手の産業において用いられているものとはみなさず、これを所有している産業で用いられているように取り扱うのであるが、それは実際の賃貸料を粗収入と考え、純所得とは考えぬためであった。³²⁾ところが利子については、実際の支払利子をただちに純所得とみなし、粗収入あるいは粗支払いとして扱わないのである。Warburton の新しい論文は、これを粗利子と考え、純利子でないと主張する。³³⁾

帰属利子の想定に反対する Speagle と Silverman も、賃貸料と利子との間に、取り扱い上の統一性を保つべきではなかろうか、といっているが、³⁴⁾これにたいして Jaszi は、粗賃貸料支払い額は要素所得とみなさないのであるから、取り扱いについての不統一はないと反論する。³⁵⁾しかし、これではいわば同義反復にすぎず、粗利子支払い額ということが何故考えられないかについて、積極的な理由を展開しないかぎり、不統一性は依然として残るのである。

Jaszi はまた、各産業において家計へ支払われた利子と配当のみを計上する方法では、いままで企業から借りていた資金を家計から借りるというような、生産的な活動の実体に関係のない、貸し手の側の単なる変更によって、産業別所得が変化することになり、各産業の国民経済全体にたいする貢献度が変わってしまうから、不合理ではないかと非難する。³⁶⁾しかしながら、他の企業から借りているとか、他の企業へ支払っているということは、文字通り他の企業の活動に依存していることを意味するから、当該企業における純然たる付加とはみなしえない、と判断することも可能ではなかろうか。労働用役にかんする支払いも、賃貸家屋の用役にかんする支払いも、他の企業にたいしてなされるときは、それを支払う企業での純付加とはみなさなかつたのである。同一の労働用役を使用していても、家計への支払い分と企業への

支払い分の比率が変われば、産業別付加価値は当然変わるのであって、それは利子や配当の場合にかぎって起こることではない。賃金の場合については容認しながら、利子の場合についてのみこれを不合理と断定するのは、公平な処置といえまい。

要するに、生産要素にたいする報酬という意味の賃金・地代・利子および利潤は、純粹に理論的な概念であって、現実の支払いもしくは収入の形態である労働用役料・不動産賃貸料・企業剰余とは、決して同じものではない。たとえその現実形態に、理論的な概念を思わせるような名称が用いられていたとしても、両者の相違を看過すべきではない。殊に、ある項目だけについてそれを混同するならば、救いがたい混乱をひき起こし無用の虚構を導き入れてしまうことになる。これが、金融機関の提供する無償の用役という問題にかんする、われわれの結論である。

30) Comment by Warburton, *op. cit.*, p. 69.

31) G. Warburton, "Financial Intermediaries," in *Studies in Income and Wealth*, Vol. 22, p. 510.

32) E. F. Denison, "Report on Tripartite Discussions of National Income Measurement," in *ibid*, Vol.10, p. 20.

33) G. Warburton, *op. cit.* in *Studies* Vol. 22, p. 512.

34) R. E. Speagle and L. Silverman, *op. cit.*, p. 134.

35) G. Jaszi, *op. cit.* in *Studies* Vol.22, Appendix Note 8:Valuation of Banking Services, p. 123.

36) ditto, p. 121.

（未完結）